

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

山形県天童市長

## 公表日

平成30年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当について、申請・認定・異動処理や認定通知書発行などの対象者管理、手当支給時の支給額計算や金融機関への口座振込依頼処理、現況届処理などの年度更新処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び児童扶養手当法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①児童扶養手当の認定請求の受理（児童扶養手当法第6条）            ②児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第6条）            ③児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第6条）            ④児童扶養手当の月額改定請求の受理（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑤児童扶養手当の月額改定請求の審査（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑥児童扶養手当の月額改定請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑦児童扶養手当の月額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑧児童扶養手当の未支払の手当請求の受理（児童扶養手当法第16条）            ⑨児童扶養手当の未支払の手当請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第16条）            ⑩児童扶養手当の未支払の手当請求の審査結果に係る請求者への通知（児童扶養手当法第16条）            ⑪児童扶養手当の届出の受理（児童扶養手当法第28条1項）            ⑫児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（児童扶養手当法第28条1項）            ⑬児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第28条）</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1の37の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号法第19条第7号 別表第2の57の項</p> <p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第7号 別表第2の13、16、、26、30、47、64、65、87、116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長 今田 晃
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 問い合わせ先 TEL023-654-1111（内線312）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部子育て支援課 問い合わせ先 TEL023-654-1111（内線722）

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

